

高齢者の 消費者被害を 防止しましよう

阿南高齢者お世話センター

高齢者お世話センターは、
「高齢者が住み慣れた地域で、継続して、その人らしい安心した生活が送れる」
ように、さまざまな業務をおこなっています。



その中に、「権利擁護」という
大切な業務があります。

「権利擁護」とは、権利侵害をうけている、または受ける可能性が高いと
考えられる人が、地域で安心して尊厳ある暮らしを続けていくことがで
きるように、さまざまな面から関わっていくことです。



なぜ、高齢者お世話センターが、消費者被害にかかわるのかというと、消
費者被害は「経済的虐待」に準ずるものであり、それを防ぐことで「高齢
者の権利擁護」を実現するためです。消費者被害の防止や対応、判断能
力を欠く人への支援に加えて、継続的に見守りをしたり、必要なときは成年
後見制度につないだりすることも、目的としています。

悪質商法・いろいろ

送り付け商法

注文していない商品を勝手に送り付け
られ、代金を一方的に請求される。
カニ、サプリメント等

点検商法

屋根や床下、布団などを点検。公的な
機関を装うこともある。点検は無料
だが不安感をあおり、高額な契約に。

催眠商法

日用品の格安販売、または無料配布を名目に空
き店舗や貸し会議室に人を集め。軽快な話し
方と雰囲気で、会場を盛り上げて、気分を高揚
させ、高額商品を売りつける。

押し買い

頼んでもいないのに、業者が消費者宅を訪問し
て、貴金属等を相場より安く強引に買い取って
いく。

劇場型勧誘

複数の人物が登場し、役回りを分担する。業者
同士は裏でつながっていて、金融商品や有料老人
ホームの購入権等を買わせる。

ネットトラブル

ワンクリック詐欺やインターネットでの通信
販売のトラブル。相手が海外の業者だと、被害
回復がむずかしいことも。

振り込め詐欺

架空請求・還付金詐欺・融資保証金詐欺等

クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、消費者を守る制度であり、訪問販売や電話勧誘販売などで契約をしてしまった場合、一定期間であれば、消費者が契約を一方的に解除できる制度です。



しかし、

- 「自分から店舗に行って購入したもの」
- 「使用してしまった消耗品」

など、クーリング・オフができないものもあります！



注意！

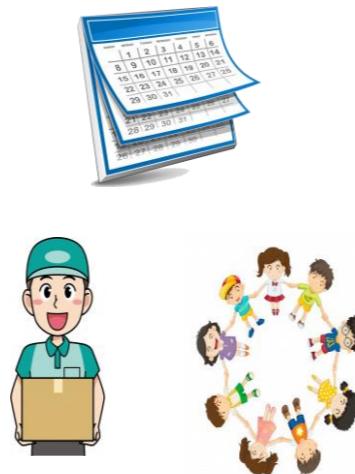
「通信販売」は、クーリングオフの対象外です！

返品の条件や送料負担については、購入時に自分できちんと確認しておきましょう。もし、「返品不可」となっていても、業者が悪質なわけではありません。

家族のかた・ケアマネジャーさん・ヘルパーさん等へのお願い

～高齢者のちょっとした変化に気づいてください～

- ・お金をあまり使わなくなった
- ・羽振りのいい話がおおくなった
- ・投資や祈祷など特定の話に急に詳しくなった
- ・介護サービスを減らそうとする
- ・宅配便が頻繁に届いている
- ・家族ではない人とでかけるところを見た
- ・カレンダーに配達日や集金日などと書いてある
- ・同じような商品が必要以上ある
- ・夜眠れていらない様子がある
- ・見慣れない商品や段ボールがある



消費者被害にあわないために、一番大切なのは・・・

「必要ありません」

「買いません」

という意思表示を、まず自分自身ですること。

嫌なことは嫌だといいましょう。

その場の雰囲気に流されず、自分にとって必要かどうか、自分で考えてみることが大切です。

その場ですぐ決めず、家族など信頼できる人に相談しましょう。



その上で、

困ったときには相談しましょう。あきらめずに相談することで、自分の被害回復だけでなく、他の人の消費者被害を防止することにも、つながります。

困ったときの相談・連絡先

阿南市消費生活センター 0884-24-3251

相談受付曜日・時間 月～金（祝日を除く）9：30～16：30

阿南東部高齢者お世話センター 0884-22-4577

相談受付曜日・時間 月～土 9：00～18：00